

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ



受給には現況届の提出が必要です 児童扶養手当



◀市公式 LINE
友だち追加はこちら

児童扶養手当とは、児童（18歳になってから最初の3月31日を迎えていない人または20歳未満で障がいのある状態にある人）を扶養しているひとり親家庭などで、一定の条件を満たした人に支給する手当です。

④ 次のいずれかに該当する児童の父、母または養育者

- ① 父母が婚姻を解消した
- ② 父もしくは母が死亡※公的年金受給状況による
- ③ 父もしくは母が重度の障がい有する
- ④ 父もしくは母の生死が3カ月以上不明
- ⑤ 父もしくは母が児童と同居せず扶養・監護義務を1年以上全く放棄している
- ⑥ 父もしくは母がDV防止法の規定による命令（保護命令）を受けている
- ⑦ 父もしくは母が1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらないで出生した※事実婚状態にない者に限る

④ 注 支給額は対象者および同居の扶養親族の所得に応じて決定し、所得が限度額を超えると支給されません。

現況届の手続きをお忘れなく

児童扶養手当を受給している人や受給資格のある人には、現況届に関する案内通知を送りますので、受付期間中に手続きをしてください。

※事前に市公式LINEから予約をお願いします

■受付期間・会場

時 8月1日(木)～31日(土) ※土曜・日曜・祝日を除く
午前9時～午後4時30分

場 市役所本館2階 こども未来課

■休日夜間受付

時 夜間：8月8日(木) 午後7時30分まで

休日：8月25日(日) 午前10時～正午

場 市役所本館2階 こども未来課

注 現況届を提出しないと、受給資格を有していても手当は支給されません。

問 こども未来課 ☎ 983・2712



みて！きて！体験！ちびっこあつまれ！ 公立保育園の園庭を開放します



◀電子申請はこちら
(市ホームページ)

親子で気軽にご利用いただけるよう、公立保育園の園庭を開放していますので、ぜひご利用ください。

時 午前10時～11時30分 ※当日雨天中止

場 市ホームページから電子申請または各園に電話予約

※若葉保育園は電話予約のみ

注 ▶来園の際には受付をお願いします▶園庭開放時の事故・怪我については責任を負いかねます（お子さんから目を離さないでください）

問 こども保育課 ☎ 983・2611



園名	所在地	電話番号	曜日	開催日			
				8月	9月	10月	11月
加茂川町保育園	加茂川町5・30	☎975・3609		6日、20日	3日、10日、17日	1日、8日、15日	5日、19日、26日
緑町佐野保育園	緑町12・12	☎972・3120	火曜日	開催なし	3日、10日、17日 24日	1日、8日	5日、12日、19日 26日
青木保育園	青木323	☎971・5127		6日、20日	3日、10日、17日	15日、22日	12日、19日、26日
錦田保育園	谷田271・1	☎971・1600	水曜日	開催なし	4日、11日、18日	16日、23日	6日、20日
若葉保育園	函南町間宮42・1	☎978・3261		開催なし	4日、11日、18日	16日、30日	6日、13日
光ヶ丘保育園	光ヶ丘19・2	☎987・5730	木曜日	22日、29日	5日、12日、19日 26日	3日、10日、17日	7日、14日、21日 28日
伊豆佐野保育園	佐野110・1	☎992・0519		1日、8日、22日 29日	5日、12日、19日	3日、10日、31日	7日、14日、21日 28日

※園によっては駐車場に限りがあります

情報

計算方法を確認しましょう
後期高齢者医療制度の保険料について



◀詳細はこちら
(市ホームページ)

$$\begin{matrix} \text{所得割額} & & & & \text{均等割額} & & & & \text{保険料} \\ (\text{前年の総所得金額等} - 43 \text{ 万円}) \times 9.49\% & + & & & 4 \text{ 万 } 7,000 \text{ 円} & = & & & \text{限度額 } 80 \text{ 万円} \end{matrix}$$

令和6年度の後期高齢者医療制度の保険料は、令和5年中の所得に基づき、8月に決定します。保険料は個人単位で計算し、計算方法は上記のとおりです。

- ※1 令和5年の基礎控除後の総所得金額などが58万円を超えない人は8.80%（令和6年度のみ）
- ※2 令和6年3月31日以前に後期高齢者医療制度に加入した人は、令和6年度賦課限度額73万円

■保険料の軽減

所得が一定基準以下の人は、均等割額が下表のとおり軽減されます。

世帯主およびすべての被保険者の総所得金額などの合計 ^{※3}	軽減割合
43万円 + (給与所得者 ^{※4} などの数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (給与所得者 ^{※4} などの数 - 1) × 10万円 + 29.5万円 × 世帯の被保険者数 以下	5割
43万円 + (給与所得者 ^{※4} などの数 - 1) × 10万円 + 54.5万円 × 世帯の被保険者数 以下	2割

- ※3 保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の、公的年金などに係る所得からは、さらに15万円を控除
- ※4 55万円超の給与収入を有する人または公的年金などに係る収入（65歳未満：60万円超、65歳以上：110万円超）を有する人

■被用者保険の被扶養者であった人の軽減措置

後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日の前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の所得割額はかからず、資格取得日から2年間は均等割額が5割軽減されます。

※これまで国民健康保険を使っていた人はこの特例措置に該当しません

問保険年金課 ☎ 983・2710

情報

ご協力ください
フードドライブ

家庭で眠っている食品を集めてフードバンクに寄付する「フードドライブ」を実施します。寄付された食品は、生活に困窮して食事に不自由している人に、行政や各種団体を通じて提供されます。

時 8月1日(休)～31日(出)

場 ▶市役所本館玄関ロビー

午前8時30分～午後5時15分（日・祝日を除く）

※土曜日は正午まで

▶社会福祉会館1階ロビー

午前8時30分～午後9時（祝日を除く）

■寄付をお願いしたい食品

常温保存が可能で、賞味期限が2カ月以上の未開封の食品（缶詰・瓶詰などの保存食品、レトルト・インスタント食品、調味料、食用油、飲料、ふりかけ、お茶漬け、お米(古米まで)、のり、ギフトパック(お中元)など)

注 生鮮食品・アルコール類はお受けできません

問 NPO法人フードバンクふじのくに ☎ 054・270・7301

問 福祉総務課 ☎ 983・2613

情報

口座振替が便利です
国民年金保険料の納付

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。早割では、通常は翌月末に行われる口座振替を当月末に行い、保険料を割引く（年間720円）ことができます。6カ月分、1年分、2年分をまとめて前納する場合はさらに割引かれます。

■口座振替納付方法と申込時期

納付方法	申込時期
翌月末振替	随時受付
当月末振替（早割）	
6カ月前納	前期は前年の2月末
	後期は8月末
1年前納・2年前納	随時受付

用 マイナポータルからねんきんネットへログイン、もしくは保険年金課、三島年金事務所、指定の金融機関で手続きできます。

持 預貯金通帳、金融機関届出印、基礎年金番号がわかる書類

問 保険年金課 ☎ 983・2606

問 三島年金事務所 ☎ 973・1166